

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月八日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

二百五十四号	路線名
新座市大和田二丁目二七六番一地先から同市大和田三丁目五八三番一地先まで	供用開始の区間
令和四年二月八日	供用開始の期日
令和四年二月八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七八三・八五メートル	備考